

令和8年度歳末たすけあい募金配分金事業 募集要項

1. 目的

「歳末たすけあい募金」は、今年で80回目を迎える活動で、本年も共同募金運動の一環として12月1日から12月31日までの期間に集められる募金です。集められた募金は、新たな年を迎える時期に、望まない孤独や孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため活用されます。

昨今、物価高騰等による経済的困窮や孤独・孤立の問題などの地域生活課題への対応を重点とした運動の展開が求められています。九十九里町では高齢化率が高いことが顕著ですが、その一方で、子どもたちの孤独や貧困、地域交流の希薄などの課題もあります。そこで、令和8年度においては、子どもの孤独や孤立を防止することに着目し、世代間交流の場を設けて活動している団体に対し、歳末たすけあい募金を配分いたします。

2. 内容

九十九里町を拠点として、世代間交流を通して、地域との関わりを深めるために行っている「子ども食堂」事業を実施する団体に対し配分いたします。

3. 対象団体

下記要件に全てあてはまる団体といたします。 ※個人への配分は対象外です。

- ① 団体として1年以上の活動実績があること
- ② 団体の所在地・活動場所が九十九里町内であること
- ③ 団体活動を通じて、政治的または宗教的活動を行わないこと
- ④ 反社会勢力でないこと、反社会勢力とのいかなる関わりもないこと

なお、すでに本会から配分を受けている団体は対象外とします。

4. 対象事業

子ども食堂事業（月1回以上の開催）

令和8年12月1日から令和9年1月31日までの間に開催する子ども食堂

例：クリスマス会、新年会など

5. 配分額

令和8年度の歳末たすけあい募金の募金額による（上限 1団体 5万円）

※募金額によっては上限に満たないこともあります。

6. 選考方法

下記書類を揃えて、社会福祉協議会までご持参・ご郵送ください。

歳末たすけあい募金配分委員会で審議の上、決定いたします。

＜必要書類＞

申請書

令和7年度の事業報告書

令和7年度の決算書

令和8年度の事業計画書

令和8年度の予算書

定款

役員名簿

※総会資料等まとめたものがあれば、そちらの提出で可とします。

7. 応募期間

令和8年10月13日（火）から令和8年11月30日（月）まで ※当日消印有効

8. 配分決定

歳末たすけあい募金配分委員会の審議により決定された団体へ通知いたします。

9. 報告書の提出

事業終了後、活動報告書を作成していただきます。はねっと（赤い羽根共同募金のホームページ等）に掲載するため、許可を得た写真のデータも数枚ご提出いただきます。